

令和7年度

# いなば



八栄島第一揚水機場・ファームポンド上空より

## 目次

発刊にあたり	1	令和7年度配水計画について	9
令和5年度事業報告	3	多面的活動のチェックポイント!!	11
令和5年度決算報告	4	田んぼダムの取り組み	12
令和5年度財産状況	6	お知らせ等	15
令和7年度予算	7	令和7年度 事務局体制	16
令和7年度事業概要	8	いなば基本理念	17



因幡堰土地改良区

〒999-7601

山形県鶴岡市藤島字笹花16番地2

Tel 0235(64)2169

Fax 0235(64)2040

# いなばだより発刊にあたり

水土里ネットいなば

理事長 齋藤 豪



本区の運営並びに事業推進に対しましては、日頃から格別の御理解と御支援を賜りここに厚くお礼申し上げます。

さて、去年は能登半島の大地震に始まり、7月の豪雨では本区も大きな被害が発生いたしました。いま更に世界に目を向ければ、これら自然災害のみならず、世界的な人口増加による食料需要の増大、紛争による食料生産の減少や経済ショックに起因した物価の高騰などの様々な要因も重なり、食料の安定供給に対する国民の不安も高まりつつあることから、この先の食糧問題はかつてないほどに深刻になりつつあります。

日本の食料安全保障の要は、これまで他国との競合・輸送障害等のリスクを下げることに努めながら、より安定的な食料供給を図るためにも国内で生産できるものは、できる限り国内で生産することを基軸としてきたものでありますので、これからも特に主食である米はきちんと国民の期待に応え続けられるものでなければなりません。しかし、食料生産の現場である地方農村部では、国民から求められるそれら役割とその責任の重さとは逆に、高齢化と急激な人口減少が深刻な問題となっているだけでなく、同時にここまで地域農業を支えてきた土地改良施設などインフラの老朽化に対する国民の不安の高まりからも、農業農村の存続すら危ぶまれているところです。

これからも必ず起こり得るであろう大地震や豪雨などの災害は誰にも予測はできませんが、いまここで最も大切なことは、防災・減災として備えることでもあります。現在ここ庄内地域は、東北部日本海沿岸で震度6以上の大地震に見舞われる確率の高い地域として想定されているところでもあ

り、近年特に激甚化・頻発化する豪雨による大規模自然災害なども含めれば、日頃から如何にこれらからの被害を回避・軽減できるかについて、そのための備えをどのように推し進めていくかが問われております。

このような時代を迎えて、令和7年4月1日より施行された改正土地改良法では、生産基盤の保全が目的に明記されたことを受けて、土地改良区が市町村その他の関係者と議論し、保全に取り組む計画「水土里ビジョン」を策定できる仕組みが新たに設けられました。弱体化が進む農業と農村において土地改良区の運営基盤の強化を後押しするこれらの動きからも、この国は土地改良区という組織に高い期待を寄せていることが感じられます。

本区は、国の認証を受けた流域治水オフィシャルサポーターとして、防災・減災の観点から積極的に田んぼダムの取り組むことによって流域治水に貢献しておりますが、天災における備えとしての個人や行政が行う「自助」「公助」には限界が見える中であって、現在では地域の助け合いに着目した自治会・地域コミュニティが行う「共助」と「協働」への期待が高まっており、この「共助」に必要な地域の信用と信頼に裏打ちされた関係性構築については、すでに管内で広く行われている多面的機能支払交付金での様々な活動をとおして、持続可能な農村社会の核となる共助の精神が、それぞれの地域でしっかり養われていると評価しているところです。

これからも本区は、新たな地域づくりや未来農業を見据えながら、その時代に新たな価値を生み出せるよう、常に組合員のためにあるべき組織として、また、同時に機動力ある組織づくりに心がけ努めながら、ここの農村振興はもとより、地域の一翼を担っていけるよう精励する所存でございます。

最後になりますが、関係者各位におかれましては、これまで同様忌憚のないご意見と共に、引き続きご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。挨拶に代える次第です。

# 令和5年度事業報告

## 地区及び組合員の状況

### ① 地区（総面積 13,805,125㎡） (㎡)

地区別	R5年度末地積	前年度末地積	比較増減
一般全地区	13,802,065	13,805,125	△ 3,060
一般パイプ地区	3,489,076	3,489,076	—
圃場オープン地区	7,154,174	7,154,174	—
圃場パイプ地区	3,478,518	3,478,518	—
柳久瀬地区	582,451	582,451	—
後田地区	488,985	488,985	—
第3事業区地区	370,361	370,361	—

### ② 組合員 (名)

地区別	令和5年度末	前年度末	比較増減
第1選挙区（櫛引、羽黒）	186	185	1
第2選挙区（藤島）	370	374	△ 4
第3選挙区（八栄島）	297	295	2
計	853	854	△ 1

## 施設維持管理の状況

### ○ 維持管理費 (円)

費目	金額	摘要
土砂浚渫草木刈払費	820,000	
幹線水路等修繕費	69,000	
管理道路補修費	300,000	
補水ポンプ費	926,000	
揚水機管理費	15,164,000	一般 1,758,000 パイプ 13,406,000

## 会議の開催状況

区分	総代会	理事会	監事会	委員会
回数	2回	6回	4回	1回

## 賦課金の納入状況

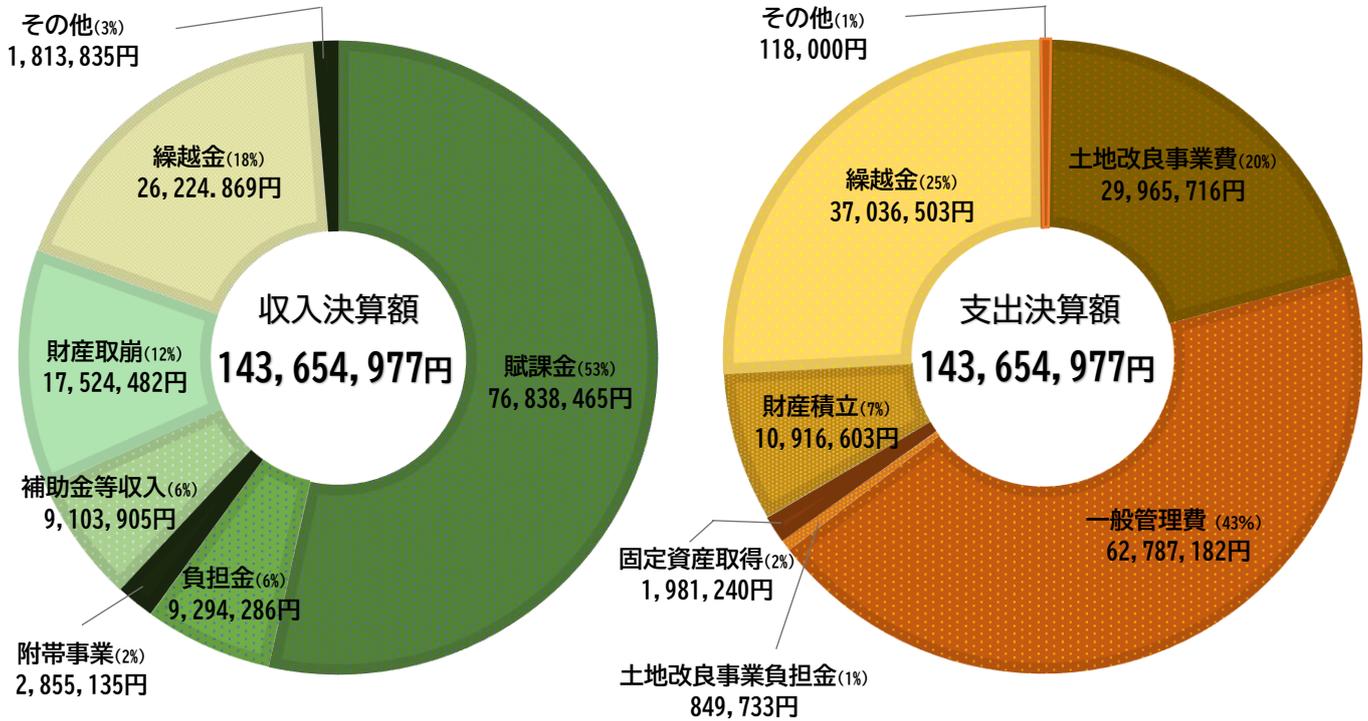
(円)

賦課区分	令和5年度				過年度		
	調定額	納入額	未納額	徴収率	調定額	納入額	未納額
一般全地区	60,742,351	60,546,381	195,970	99.7%	610,353	12,526	597,827
一般パイプ地区	13,956,305	13,881,464	74,841	99.5%	268,051	11,120	256,931
圃場オープン地区	1,430,687	1,426,738	3,949	99.7%	—	—	—
圃場パイプ地区	695,587	695,587	0	100%	—	—	—
柳久瀬地区	116,472	116,472	0	100%	—	—	—
後田地区	97,770	97,770	0	100%	—	—	—
第3事業区地区	74,053	74,053	0	100%	—	—	—
合計	77,113,225	76,838,465	274,760	99.6%	878,404	23,646	854,758

# 令和5年度 決算報告

令和6年度第二回臨時総代会が令和6年8月9日に開催され、令和5年度の収支決算書、財産目録、事業報告書が承認されました。

## ① 一般会計収支決算



### 収入

### 支出

(円)

収入		収入済額	支出		支出済額
項目			項目		
1	土地改良事業収入	86,686,237	1	土地改良事業費	29,965,716
2	附帯事業収入	2,855,135	2	一般管理費支出	62,787,182
3	基本財産運用収入	44,637	3	土地改良事業負担金支出	849,733
4	特定資産運用収入	5,842	4	固定資産取得支出	1,981,240
5	補助金等収入	9,103,905	5	基本財産積立支出	7,393,295
6	業務受託料収入	963,600	6	特定資産積立支出	3,523,308
7	雑収入	128,270	7	雑支出	0
8	基本財産取崩収入	14,030,000	8	会計内繰出金	118,000
9	特定資産取崩収入	3,494,482	9	予備費	0
10	固定資産売却収入	0	10	翌年度繰越金	37,036,503
11	会計内繰入金	118,000			
12	繰越金	26,224,869			
計		143,654,977	計		143,654,977

## ② 積立金

(円)

積立金名	収入済額	支出済額	繰越額
1 償却財産等減価償却積立金	3,097,418	2,500,000	597,418
2 事業積立金	188,010,031	11,530,000	176,480,031
3 職員退職給与積立金	36,547,070	0	36,547,070
4 役員・職員退任慰労積立金	1,965,639	1,965,639	0
5 転用決済金	1,448,247	869,154	579,093
計	231,068,405	16,864,793	214,203,612

## ③ 赤川地区共同管理費

(円)

会計区分	予算額	収入決算額	支出決算額	差引残高
赤川地区共同管理費	131,277,000	134,501,253	120,722,202	13,779,051

## ④ 財産目録

### 〔資産の部〕

(円)

摘 要	金 額
(1) 流動資産（一般会計現金預金等）	38,537,024
(2) 固定資産（基本財産、特定資産及びその他固定資産等）	701,966,844
資 産 合 計	740,503,868

### 〔負債の部〕

(円)

摘 要	金 額
(1) 流動負債（未払金及び預り金等）	1,225,761
(2) 固定負債（各種引当金等）	36,547,070
負 債 合 計	37,772,831

### 〔正味財産の部〕

(円)

摘 要	金 額
(1) 一般正味財産	306,358,246
(2) 指定正味財産	396,372,791
正味財産合計	702,731,037

# 令和5年度財産状況

## 貸借対照表

(単位：円)

科目	一般会計
<b>資産の部</b>	
流動資産	
現金及び預金	31,498,664
未収賦課金等	274,760
その他未収金	6,763,600
固定資産	
基本財産	202,986,601
特定資産	488,054,020
その他固定資産	10,926,223
<b>資産合計</b>	<b>740,503,868</b>
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払金	1,026,620
預り金	199,141
固定負債	
退職給与引当金	36,547,070
役員退任慰労引当金	0
<b>負債合計</b>	<b>37,772,831</b>
<b>正味財産の部</b>	
指定正味財産	396,372,791
一般正味財産	306,358,246
<b>正味財産合計</b>	<b>702,731,037</b>
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>740,503,868</b>

## 正味財産増減計算書

(単位：円)

科目	一般会計
<b>一般正味財産増減の部</b>	
1 経常増減の部	
(1) 経常収入	
土地改良事業収入	86,960,997
附帯事業収入	2,855,135
基本財産運用収入	44,637
特定資産運用収入	5,842
補助金等収入	9,103,905
所有土地改良施設受贈益	27,287,875
業務受託料	963,600
雑収入	104,624
会計内繰入金	118,000
<b>経常収入計</b>	<b>127,444,615</b>
(2) 経常支出	
土地改良事業費	29,965,716
減価償却費	30,552,643
一般管理費	65,860,265
土地改良事業負担金	849,733
会計内繰出金	118,000
<b>経常支出計</b>	<b>127,346,357</b>
当期経常増減額	98,258
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収入	
過年度修正	
<b>経常外収入計</b>	<b>0</b>
(2) 経常外支出	
固定資産除却損	1
過年度修正	
<b>経常外支出計</b>	<b>1</b>
当期経常外増減額	△1
当期一般正味増減額	98,257
一般正味財産期首残高	306,259,989
一般正味財産期末残高	306,358,246
<b>指定正味財産増減の部</b>	
一般正味財産への振替額	△27,287,875
当期指定正味財産増減額	△27,287,875
指定正味財産期首残高	423,660,666
指定正味財産期末残高	396,372,791
<b>正味財産期末残高</b>	<b>702,731,037</b>

土地改良法の改正により貸借対照表の作成が義務となり、本区では令和2年度より複式簿記を導入しております。

資産管理の効率化、記帳誤りや不正防止になるメリットがあります。

・ **貸借対照表**は、現金 預金 負債など財産の状況を明らかにした表

・ **正味財産増減計算書**は、一年間の正味財産（資産－負債）の増減を明らかにした表

## 監査報告書

令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）事業報告書並びに一般会計収支決算書及び財産目録について、令和6年7月4日、5日に各関係書類の提出を求め、詳細に監査を実施した結果、適正に執行されていることを確認しましたので、ご報告致します。

総括監事 齋藤 智  
監事 鈴木 史紀

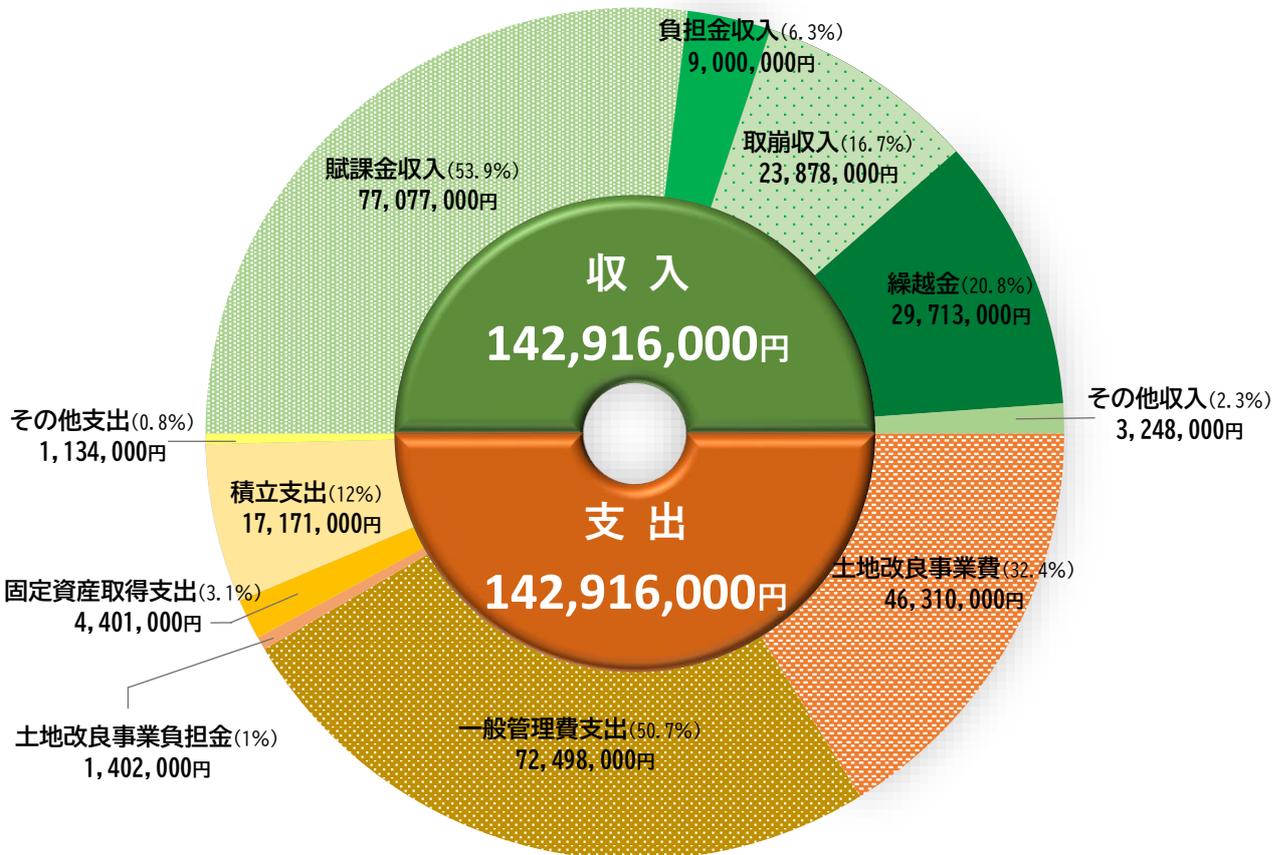
# 令和7年度予算

令和7年3月10日、因幡堰土地改良区事務所に於いて通常総代会が開催され、各議案について慎重に審議がなされ、全議案が原案どおり可決されました。

## 一般会計収入

(円)

款	本年度予算	前年度予算	比較		割合(%)
			増	減	
土地改良事業収入	86,809,000	86,782,000	27,000		60.74
附帯事業収入	150,000	150,000			0.11
基本財産運用収入	1,000	1,000			0.00
特定資産運用収入	3,000	3,000			0.00
補助金等収入	2,000	2,000			0.00
業務受託料収入	960,000	960,000			0.67
雑収入	1,281,000	1,307,000		26,000	0.90
基本財産取崩収入	23,804,000	10,015,000	13,789,000		16.66
特定資産取崩収入	74,000	555,000		481,000	0.05
固定資産売却収入	1,000	1,000			0.00
会計内繰入金	118,000	118,000			0.08
繰越金	29,713,000	37,032,000		7,319,000	20.79
収入合計	142,916,000	136,926,000	5,990,000		100



## 一般会計支出

(円)

款	本年度予算	前年度予算	比較		割合(%)
			増	減	
土地改良事業費支出	46,310,000	44,641,000	1,669,000		32.40
一般管理費支出	72,498,000	68,608,000	3,890,000		50.73
土地改良事業負担金支出	1,402,000	1,401,000	1,000		0.98
固定資産取得支出	4,401,000	4,401,000			3.08
基本財産積立支出	12,734,000	12,390,000	344,000		8.91
特定資産積立支出	4,437,000	4,074,000	363,000		3.11
雑支出	1,000	1,000			0.00
会計内繰出金	118,000	118,000			0.08
予備費	1,015,000	1,292,000		277,000	0.71
支出合計	142,916,000	136,926,000	5,990,000		100

## 令和7年度事業概要について

令和7年度において予定されている事業は下記のとおりですが、事業実施の時点で事業費の割当等により多少の変更がある場合もあります。

### 【通年維持管理事業】

(単位:千円)

事業種別	事業内容	事業費	摘要
山形県管理業務委託 基幹水利施設管理事業	東二号幹線用水路 L=5.5km	1,500	高寺分水工～ 柳久瀬九日田分水工
幹線用排水路等維持管理	草木刈払・土砂浚渫 業務等	170	
幹線用排水路等工事	道水路補修及び早魃 対策安全対策工事	5,410	

## 令和7年度賦課金について

○ 納入期限 〔第1期〕 令和7年4月30日(水) 〔第2期〕 令和7年10月31日(金)

※ 納入期限を過ぎた賦課金には延滞金(年利10.95%)が加算され徴収されます

※ 督促状が発行された場合には延滞金と督促手数料(400円)が加算され徴収されます

会計	内 訳	第1期	第2期	前年度比較	
一般全地区	① 経常費 (事業償還金、事業負担金含む)	4,060			
	② 共同管理費	340			
	合計(①+②)	4,400	2,200	2,200	-
一般パイプ地区	① 経常費 (事業償還金、事業負担金含む)	4,060			
	② 共同管理費	340			
	③ 維持管理費	4,000			
	合計(①+②+③)	8,400	4,200	4,200	-
圃場オープン地区	適正管理費	200	-	200	-
圃場パイプ地区					
柳久瀬地区					
後田地区					
第3事業区地区					

(10a当り 単位:円)

## 令和7年度地区除外決済金一覧

地区名	決済金額
維持管理事業費(一般全地区)	191,731
維持管理事業費(一般パイプ地区)	120,000
県営圃場整備事業費〔第7事業区〕	6,000
県営柳久瀬地区圃場整備事業費	6,000
県営後田地区土地改良総合整備事業費	6,000
第3事業区圃場整備事業費	6,000
第5事業区圃場整備事業費	6,000

(10a当り 単位:円)

### ○ 納入方法

口座振替または納付書

### ○ 納入場所

庄内たがわ農協榊引支所  
庄内たがわ農協羽黒支所  
庄内たがわ農協藤島支所  
庄内たがわ農協新余目支所  
当改良区事務所

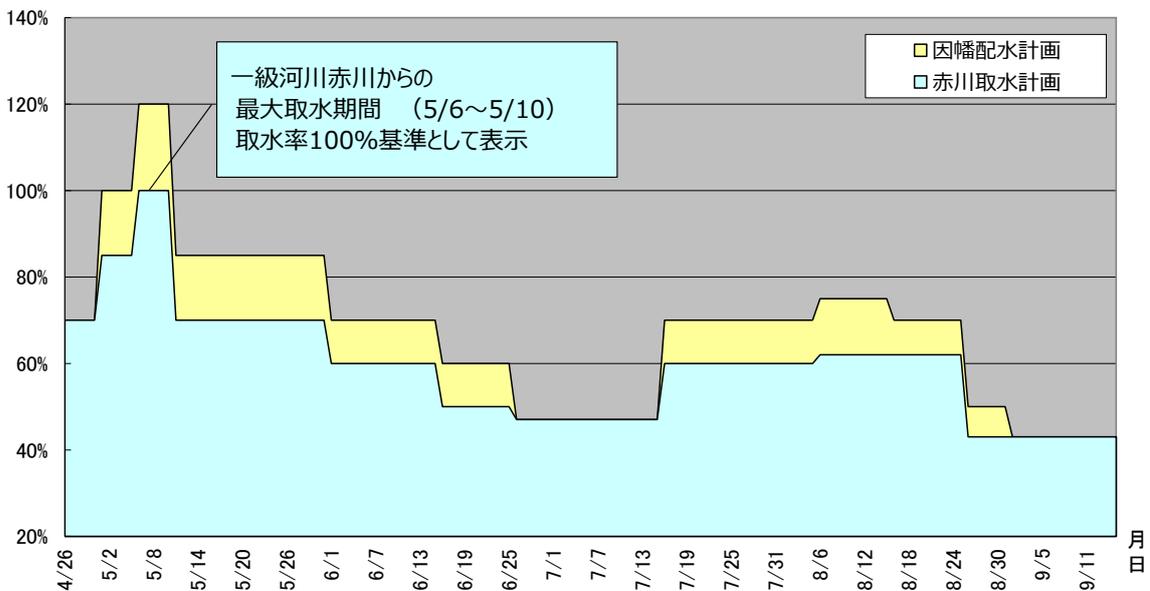
# 令和7年度因幡堰土地改良区 期間区分別配水計画について

## 農業用水かんがい期間（4月26日～9月15日）

期間区分	浄化用水	水路維持用水 (15日)			代かき期 (15日)			普通期
	～4月10日	4月11日～(5)	4月16日～(5)	4月21日～(5)	4月26日～(5)	5月1日～(5)	5月6日～(5)	5月11日～(21)
赤川取水計画 規定流量 (t/s)	4.500	11.881	16.752	23.322	29.012	35.229	41.446	29.012
代かき期最大 に対する 赤川取水率	11%	29%	40%	56%	70%	85%	100%	70%
代かき期最大 に対する 因幡配水率	11%	29%	40%	56%	70%	100%	120%	85%
					ファームボンド・補水施設等の運用効果によるアップ			

期間区分	普通期 (128日)							浄化用水
	6月1日～(15)	6月16日～(10)	6月26日～(20)	7月16日～(21)	8月6日～(20)	8月26日～(6)	9月1日～(15)	9月16日～
赤川取水計画 規定流量 (t/s)	24.867	20.723	19.479	24.867	25.867	17.821	17.821	4.500
代かき期最大 に対する 赤川取水率	60%	50%	47%	60%	62%	43%	43%	11%
代かき期最大 に対する 因幡配水率	70%	60%	47%	70%	75%	50%	43%	11%
ファームボンド・補水施設等の運用効果によるアップ								

令和7年度 赤川取水計画及び水土里ネットいなば配水計画表



※異常気象等も含めて渇水によっては、水源である赤川からの取水制限等により、本配水計画に大幅な変更が生じることもございます。その場合は速やかに地区総代、または生産組合長に報告し、渇水対策に努めますので、それぞれの地区におかれましても、更なる節水にご協力をお願いいたします。

# 暗渠排水による農地の陥没や空洞化現象について

## ～ 近年増加傾向 ～ 注意!!

近年、農地に筋状の陥没箇所や表土層下部の空洞化が現れてきております。

原因として上げられるのは、暗渠施工農地の連続的休耕や転作地としての利用によって生じる長い期間水閘を開けたままの状態が続いたことによる**モミガラの炭化**によるものです。

モミガラは濡れている状態では酸化せず弾力性を維持できるのですが、一旦、酸化による炭化が進むと弾力性やその厚みを失い、そのことによってその箇所に空洞やそれに伴う陥没が生じるのです。

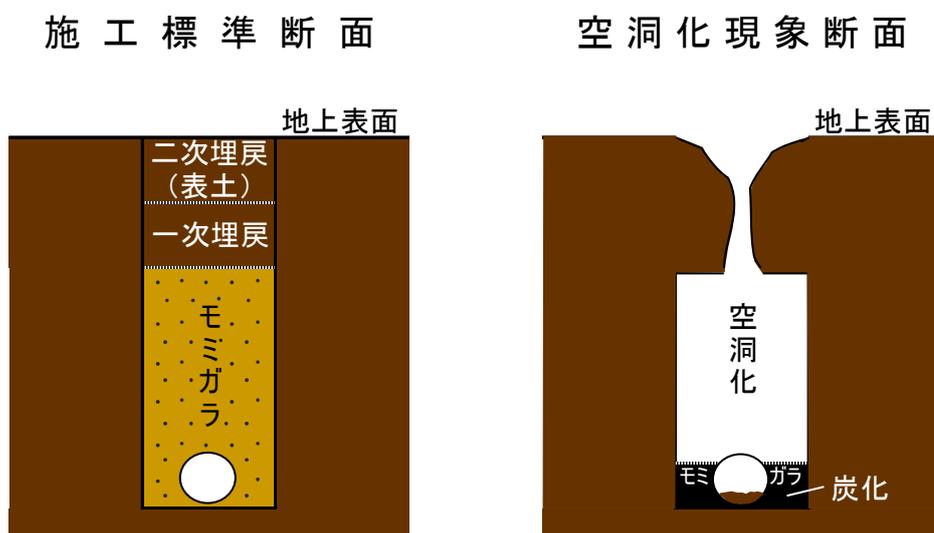
対策としては田畑輪換をおこなったり、連続して転作地への対応をしている農地でも、作付け期間が終わったらこまめに暗渠の水閘を止め暗渠の効果とモミガラの維持のために、水分を与えることに心がける必要があります。

また、現象が発生した場合の対応としては、発生時期として一番多いのが春の耕運作業のときですので、深めの耕運と丁寧な代掻きを実施してください。(管などを用いてモミガラを投入することも有効な手段です。)ただし、田植え完了時に発生した場合については、一時的に土嚢に土を入れその穴を塞ぐようにしますが、来春までには念入りな調査と完全な対応をしてください。

**基本的に 暗渠排水工は「個人の財産」です。**

**土地改良区では対応しておりませんので、適切な管理と維持に努めましょう!**

### 【暗渠排水工断面図】



# 多面的機能支払交付金農地維持支払活動の写真を必ず撮ろう!!

## 『ここがチェックポイント』

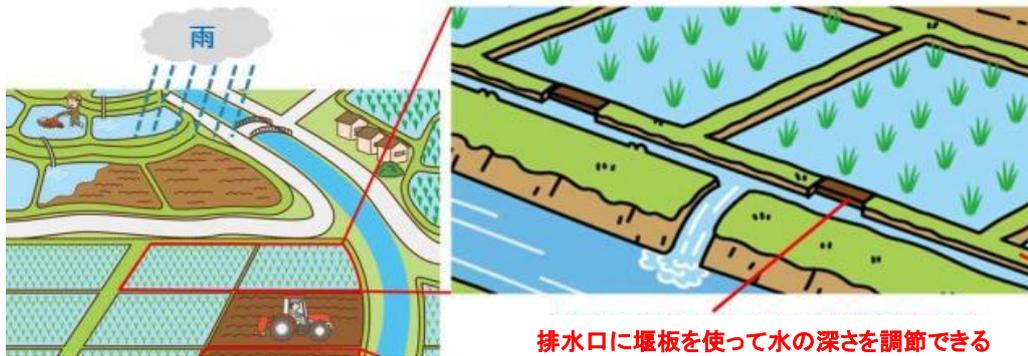
時期	内容	会議・役員会	農用地	水路・パイプライン	農道	植栽・ゴミ拾い ・田んぼダム
4月	機能点検及び断		 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	<b>春</b>
	計画策定	 □写真撮影・□日報提出	<p>※会議・役員会については、4月に限らず通年をとおして実施した際に必ず写真撮影をお願いします。飲料、茶菓子の購入・公民館使用料の請求がある場合、<b>活動写真がないと事業からの支出ができなくなります。</b></p>			
	泥上げ		 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出		
	ゴミ拾い	<p>※ゴミ拾いは、<b>農業施設（農用地・水路・農道）のゴミ拾い</b>をしている写真（背景に農業施設が写っている）を必ず撮るようお願いします。</p>				 □写真撮影・□日報提出
5・6月	植栽活動	<p>※植栽活動は活動写真も必要ですが、<b>農業施設（農用地・水路・農道）に定植またはプランターを設置している（並べられている）写真</b>を必ず撮るようお願いいたします。</p>				 □写真撮影・□日報提出
6・7月	草刈り	 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	 トラクター・モアの使用	 <p>工事名 田んぼダム取組確認 場所 大畑分 2号(4) 日付 3年 7月 3日 撮影者: 菅原 直己</p>
5・7月	田んぼダム	 現地確認状況	 取組履行確認	 大雨等の洪水時	 田んぼダムの状況	 □写真撮影・□日報提出
7・8月	異常気象等の見回り		 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	<b>夏</b>
9月	草刈り		 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	<b>秋</b>
その他	物品購入	 仮置き砕石	 刈払機	 購入資材・リース機械の使用状況	<p>赤土・砕石、刈払い機等備品の購入または、機械をリースした際は、<b>購入・リースした物品と使用状況</b>を撮影するようお願いいたします。</p>	

★ みんなで取り組もう ★

# 田んぼダムによる防災・減災

農地・水・環境保全組織いなばエコフィールド協議会

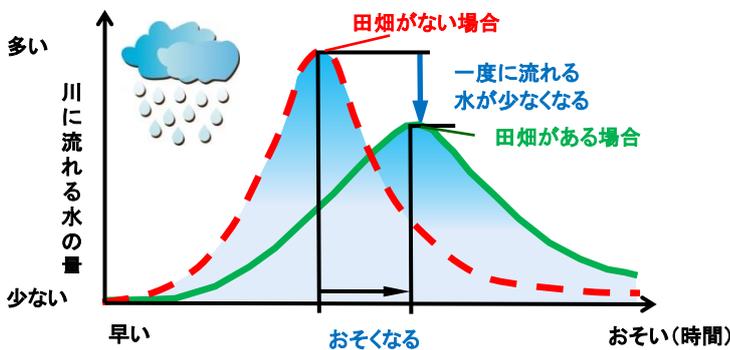
## 田んぼダムの仕組み



【田】  
畦に囲まれている田は、大雨の際、雨水を一時的に貯留し、時間をかけてゆっくりと下流に流すことができる。

畦

排水口に堰板を使って水の深さを調節できる



【降雨時、川に流れる水量の変化】

田畑のある場所では、雨量を貯留することができるため、一度に川に流れる水量を減らすことができる。

田んぼの湛水状況



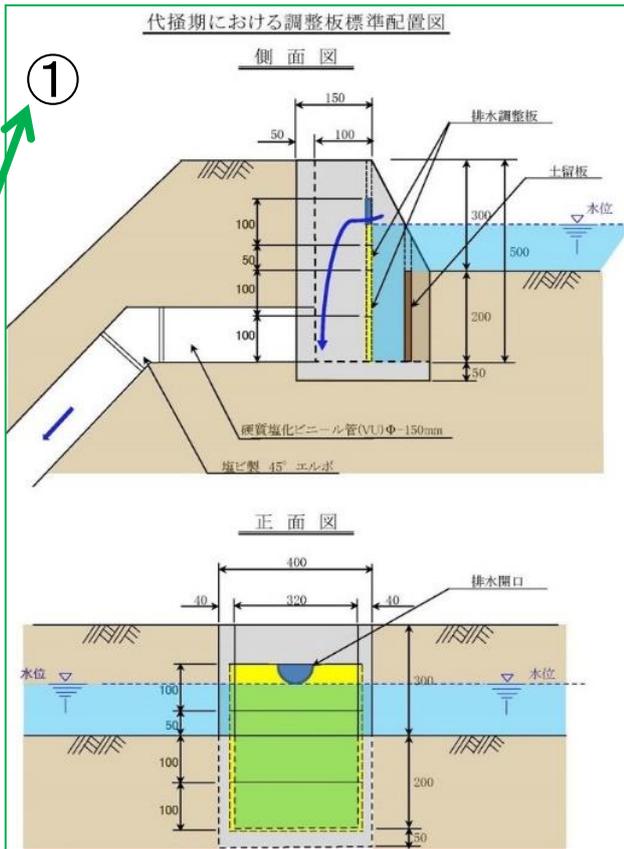
水位調整板の設置状況



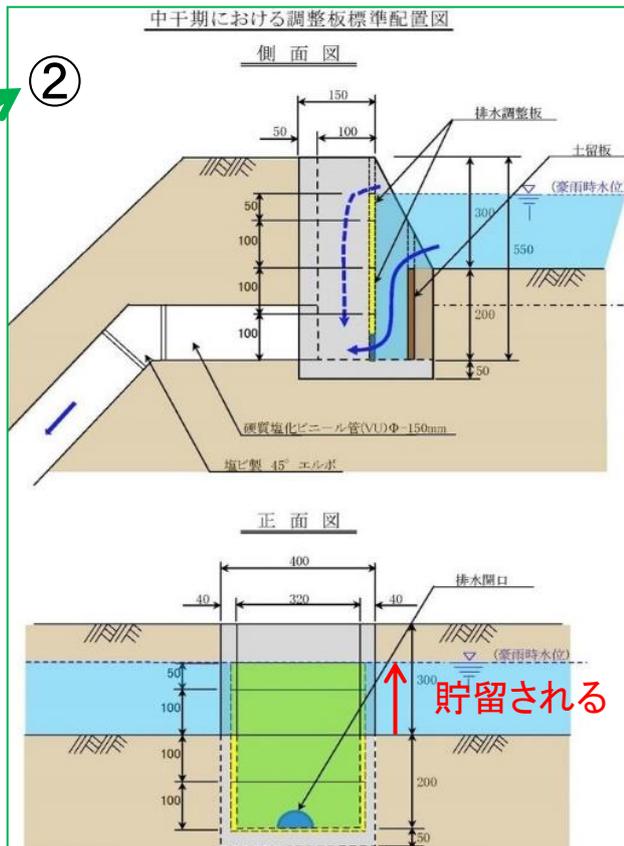
本地区では、ほ場整備後、個々の農家が簡易的に塩ビ管やヒューム管を設置し排水対応を行っていたが、近年、発生が増している豪雨の際には、排水対応と排水施設等の保全に苦慮し、排水溝畦の洗堀や法面崩壊が発生していた。

このため、排水溝畦と法面の補強を行うとともに、水田の排水口に調整板を設置して水田の貯留機能向上を図ることで、大雨時のダム的な貯留効果を発揮している。

# 田んぼダムの実施時期（5～7月）と効果



時 期	①代かき期
田面状況	湛水している。
水田貯留機能	水田に降った雨は、そのまま排水される。
田んぼダム効果	無（小さい）
突発的な豪雨発生時	そのまま排水される。



時 期	②中干し期
田面状況	湛水していない。
水田貯留機能	水田に降った雨は、一時的に貯留されて、ゆっくり排水される。
田んぼダム効果	有（大きい）
突発的な豪雨発生時	一時的に貯留されて、ゆっくり排水される。

## 田んぼダムの取り組み

田んぼダムとは水田が持っている水を貯める機能を利用し、大雨が降った時に雨水を田んぼに一時的に貯留することで、水田からのピーク流出量を抑制することにより下流域排水路や河川の洪水被害を軽減する取り組みです。

現在、農家による田んぼダムの取り組みが治水施設を補完する新たな役割を担い、地域防災・減災に繋がる浸水被害緩和策の一つとして注目を集め、全国的に取り組みが広がっています。

## 田んぼダムの取り組みを支援します！

これから田んぼダムをはじめたい農家については、本区で事務受託しております『いなばエコフィールド協議会』、『高寺エコフィールド』多面的機能支払保全組織より『水位調整器』と『強化プラスチック製水位調整板』の配布が可能です。あわせて取り組み実績に応じて500円/10aを作業協力金として農家に交付できるよう、これら保全組織の活動を土地改良区としても支援いたします。（～令和10年度まで）尚、詳細につきましてはホームページに掲載しておりますが、ご不明な点等ございましたら因幡堰土地改良区もしくは地区総代までお問い合わせください。

【 サイトURL ⇒ <https://www.inabazeki.or.jp> 】

## 国土交通省より

### 「流域治水オフィシャルサポーター」として認定されました！

近年の気候変動の影響により、深刻な水災害等が発生し、甚大な人的被害や経済的損失をもたらしていることから、国土交通省では、あらゆる関係者との連携のもと、流域全体で治水対策に取り組む「流域治水オフィシャルサポーター制度」が創設されており、令和7年5月21日に本区を含めた148の企業・団体等が「流域治水オフィシャルサポーター」として認定を受けましたのでお知らせいたします。

本区としては、ひとえに長年「田んぼダム」に取り組まれてきた管内農家の努力が、この認定となったものと農家関係組合員を誇りに感じております。

これからも関係省庁との連携のもとに、この取組を幅広く周知しながら、更なる流域治水の普及・啓発に取り組んでまいりますので、引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



# 交付手数料

○ 各種文書交付手数料は、下記のとおりです

種 類	金額(円)
区費賦課証明書	550
農林漁業資金年賦償還計画証明書	770
原簿の謄本及び抄本	550
土地改良事業地域に関する証明書	550
原簿閲覧	330
事業計画図面閲覧	330
換地計画確定図面閲覧	330
各証明書等副本	220
謄写図面交付	110 以上

種 類	金額(円)
農地転用に関する意見書(普通)	2,200 以上
農地転用に関する意見書(複雑)	4,400 以上
固有地に関する承諾書及び意見書	2,200 以上
工作物設置承諾書	2,200 以上
流水使用、排水等の許可申請書	5,500 以上
土地改良財産使用等の承諾申請書	3,300 以上
各承諾許可書等副本	220
現地立会料	2,200

## 土地改良区からのお願いとお知らせ

○ 下記に該当する場合は、土地改良区への届出をお願いいたします

### ①組合員の変更

- 贈与・相続による名義変更
- 農地の移動  
(売買・貸借権・交換等)
- 年金等による経営移譲
- 住所の変更
- 振替口座等の変更

### ②農地の転用

- 田んぼを宅地等に転用
- 公共用地(道路等)買収による転用

※農地転用の際は土地改良区の規定により決済金を納付していただくこととなります。

### ③土地改良施設等の使用

- 土地改良区管理施設の使用
- 雨水排水や合併浄化槽処理水の放流
- 土地改良施設用地を出入口等に使用

**重要!**

改良区への届出は自己申請ですので、届出がない場合は賦課台帳等の変更はされず現資格者に賦課されます。また、滞納賦課金のある農地への変更の場合は土地改良法第42条第1項により新資格者に滞納賦課金が承継されますのでご注意ください。



古郡記念碑

川上神社  
(高寺)



## 水神祭

RT.6.20

晴天のもと6月20日に水神祭を執り行いました。鶴岡市馬渡の神主 松平久和氏より御祈祷していただき水の恵みと安全、秋の豊穣を祈願しました。

RT.7.2~RT.7.4

## 総代視察研修を実施しました



現地研修：北海土地改良区



ICTを活用したほ場整備工事

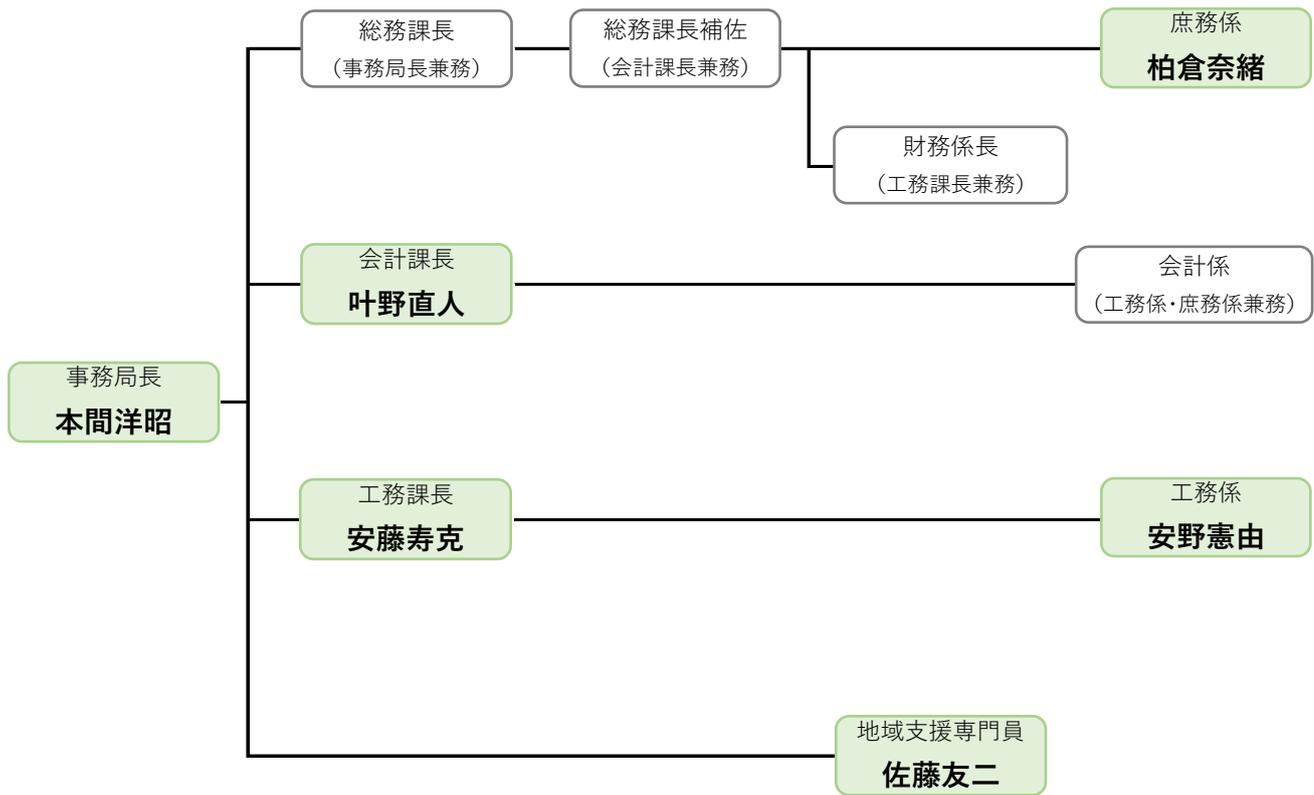


国営緊急農地再編整備事業  
岩見沢北村地区



田んぼダム水位調整器

# 令和7年度 事務局体制



●各揚水機場の備員は次の方々です。

施設名	所在地	氏名	施設電話番号
幹線施設・監視 (八栄島第2揚水機場)	区域全域	佐藤 隆	
八栄島第1、第2揚水機場	八色木 小中島	小鷹正廣	080-1651-4191
施設管理補助員		齋藤二三男	

◇ 農業用水や田んぼダム等の最新情報はホームページでご確認いただけます ◇



サイトURL ⇒ <https://www.inabazeki.or.jp>



← QRコードはスマートフォンのカメラ・QRコードリーダー等で読み取りをしてください。

## 水土里ネットいなば基本理念

我々の美しい里には、豊かで親密な人間関係と豊富な水と土地がある。  
水土里ネットの存在意義を考え、《 次の世代に『水』『土』を引き継ぐ 》  
水土里ネットの新たな役割を果たす、《 地域と共に『人』を育む 》  
よって、水土里ネットが担うべき環境保全とは、『水』『土』を守り  
『人』を育むことである。

本区は、この理念を基に国民に信頼され、地域社会に必要とされる組織  
として認められるよう地域との連携を図りながら、積極的な活動を展開し  
ていきます。

※ 理念とは、物事に対してこうあるべきだという根本の考えです。また、理念は、持つことで言動  
や行動に一貫性を持てるものでもあります。

土地改良区の強みは、地域密着型であること。 顔の見える強い信頼関係に裏打ちされた  
地域保全を根っこで支えている必須組織であります。

**水土里ネットいなばの第一義は、地域に必要とされること。  
これこそが、本区の理念です。**

これからも急激な時代の変化に本地域が取り残されないよう組合員の皆様の貴重なご意見に  
真摯に耳を傾け、十分検討を行った上で 信頼やご期待にお応えできるよう努めてまいりますので、  
引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



安全教育に勝る安全対策はありません。  
 用排水路・揚水機場周辺での遊びは非常に危険ですので、  
 ご家庭でも十分に話し合う機会を設けていただきながら、事故防  
 止にご協力をお願いいたします。



### 事故等緊急連絡先

080-1842-3050 (工務課直通)